

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月14日

大津市長 佐藤 健司

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大津市斎場残骨灰処理業務
- (2) 履行期限 令和7年12月19日
- (3) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ⑦にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- ⑦ 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ⑧ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ⑨ ⑦又は⑧と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- ⑦ 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずるもの
 - (f) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (g) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (h) (f) から (g) までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 過去2年以内において、地方公共団体から10トン以上の残骨灰の減容無害化処理業務を受託し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を2件以上有する者であること。
- (9) 本件業務を履行するのに必要となる施設設備のうち主たるものを所有し、又は使用するために必要な権原を有することを疎明した者であること。

3 入札参加申請の受付期間、受付場所及び方法

(1) 受付期間

ア 持参による申請の場合 令和7年7月14日（月）から同月29日（火）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 郵送による申請の場合 令和7年7月14日（月）から同月29日（火）まで（大津市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を除く。）

(2) 受付場所 大津市御陵町3番1号 大津市市民部戸籍住民課（電話077-528-2702）

(3) 方法

前号の受付場所に持参又は郵送により提出することとし、第1号の受付期間に必着とする。ただし、郵送の場合は一般書留便又は簡易書留便の方法に限るものとし、同号イの受付期間に、「大津市役所内郵便局」に到達するよう郵送しなければならない。

4 契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町3番1号 大津市市民部戸籍住民課（電話077-528-2702）

5 入札方法

本件入札は、入札書を郵送する方法により行う。

6 競争入札の日時及び場所

(1) 入札書の到達期限 令和7年8月19日（火）

(2) 入札（開札）日時 令和7年8月21日（木）午前11時

(3) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階入札室

(4) 郵送方法

一般書留便又は簡易書留便の方法に限るものとし、これら以外の方法による郵送及び持参、電報、電子メール、ファックス等による提出は認めない。

(5) 入札書の送付先 〒520-0037 大津市御陵町3番1号

大津市役所内郵便局留

大津市市民部戸籍住民課宛て

7 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

8 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札

(2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

(3) 指定された郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札

(4) 第6項第1号で指定する到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札

- (5) 見積内訳書が同封していない入札及び見積内訳書の金額が入札書と一致しない入札
- (6) 一つの入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書等を提出した入札
- (7) 封筒に記載された委託業務名と入札書等に記載された委託業務名が相違する入札
- (8) 封筒に記載された入札者の所在地、商号又は名称又は代表者職氏名が、入札書等に記載されたものと相違する入札
- (9) 入札書が同封されていない入札
- (10) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (11) 大津市役所内郵便局において戸籍住民課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
- (12) その他入札に関する条件に違反したとき。

9 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり

入札説明書

大津市斎場残骨灰処理業務

大津市市民部戸籍住民課

入札説明書

本市が発注する「大津市斎場残骨灰処理業務」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大津市斎場残骨灰処理業務
- (2) 履行期限 令和7年12月19日
- (3) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ロ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員

である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(i) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(e) (i)から(ii)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 過去2年以内において、地方公共団体から10トン以上の残骨灰の減容無害化処理業務を受託した実績（履行中のものを含む。）を2件以上有する者であること。

(9) 本件業務を履行するのに必要となる施設設備のうち主たるものを所有し、又は使用するために必要な権原を有することを疎明した者であること。

3 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加確認申請書及び誓約書（様式第1号）

イ 資本関係報告書（様式第2号）

ウ 実績調書（任意様式。過去2年以内に地方公共団体から10トン以上の残骨灰の減容無害化処理業務を受託した実績を2件以上有することを証する書類（契約書の写しなど）を添付すること。）

エ 施設設備調書（任意様式。前項第9号を疎明することができる十分な資料を添付すること。）

オ 入札参加資格審査結果通知返信用封筒（長形3号の封筒に返信先を記載し、460円切手を貼り付けたもの）

- (2) 前号ア及びイに掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和7年度大津市委託業務入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合にあっては、提出書類の申請者は受任者でもって記名することとし、押印を要する書類は受任者でもって押印すること。ただし、実績調書に記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。

- (3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において指定の提出方法により市長に提出すること。

- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間、受付場所及び受付場所は、次のとおりとする。

ア 受付期間

(7) 持参による申請の場合 令和7年7月14日（月）から同年7月29日（火）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(i) 郵送による申請の場合 令和7年7月14日（月）から同年7月29日（火）まで（市の休日を除く。）

イ 受付場所

大津市御陵町3番1号 大津市役所市民部戸籍住民課（市役所本館1階）

ウ 方法

第4号イの受付場所に持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、郵便局の窓口で「一般書留便」又は「簡易書留便」のいずれかの手続きをし、入札参加資格審査結果通知書が到着するまで「受領証（お客様控）」を保管すること。郵便事故等については申請者のリスク負担とし、申請書等の到達確認の問い合わせには、一切応じない。封筒は、別記1「郵便入札送付用封筒記載例」に基づき、表面には「受付期限」及び委託業務名「大津市斎場残骨灰処理業務」を記入のうえ「入札参加申請書在中」と朱書きし、表面又は裏面に申請者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記入し、宛先は「大津市役所内郵便局、大津市市民部戸籍住民課行」として郵送すること。

なお、申請書等は同号ア(i)の受付期間に「大津市役所内郵便局」に必着とする。

- (5) 郵送費を含め書類の作成に係る費用は、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入

札参加者の負担とする。

- (6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和7年8月1日（金）以降に入札参加資格審査結果通知書により書面にて通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。

なお、入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和7年8月8日（金）までに大津市市民部戸籍住民課へその旨を記載した書面を提出すること。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については、大津市役所市民部戸籍住民課において閲覧することができる。

閲覧期間は、令和7年7月14日（月）から同年8月19日（火）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 入札方法

本件入札は、入札書を郵送する方法（以下「郵便入札」という。）により行い、入札者が一堂に会することなく執行する。

7 入札条件

- (1) 入札書の到達期限 令和7年8月19日（火）
- (2) 入札（開札）日時 令和7年8月21日（木）午前11時
- (3) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階入札室
- (4) 郵送方法

入札書及び見積内訳書（以下「入札書等」という。）を次号の封入方法で郵送により提出すること。

郵送は、郵便局の窓口で「一般書留便」又は「簡易書留便」の手続きをし、開札が終了するまで「受領証（お客様控）」を保管すること。

なお、入札書等は第1号の期限までに「大津市役所内郵便局」に必着とする。この場合において、指定した方法以外の郵送、持参、電報、電子メール又はファックス等によるものは認めない。

- (5) 封入方法及び送付先

入札書等を封筒に入れ、別記1「郵便入札送付用封筒記載例」に基づき、封筒表面には「開札日」及び委託業務名「大津市斎場残骨灰処理業務」を記入のうえ「入札書在中」と朱書きし、封筒表面又は裏面には入札者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記入し、「大津市役所内郵便局留、大津市市民部戸籍住民課行」として郵送すること。

(6) 入札保証金

大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。）第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

(7) 予定価格 公表しない。

(8) 最低制限価格 設定しない。

(9) 契約保証金 契約規則第24条による。

(10) 入札回数 3回までとする。

(11) 支払条件

一括払とし、全ての検査合格後、適法な請求を受けた日から30日以内とする。

(12) 納入条件

一括納入とし、全ての検査合格後、大津市発行の納入通知書を受領した日から30日以内とする。

(13) 落札者の決定方法

落札者は、委託料且つ引取対価（マイナス値）が予定価格以下の条件を満たし、処理委託料と引取対価の合計額が最低価格の者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

この場合は、入札者があらかじめ入札書の「くじ番号」欄に記載した3桁の任意の値及び郵送の際の一般書留便又は簡易書留便の引受番号（受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたもの）を、別記2「くじによる落札決定の方法」に定める所定の計算式に当てはめて算出した結果により落札者を決定する。

なお、「くじ番号」欄に3桁の任意の値が記載されていない場合は、「000（ゼロゼロゼロ）」を選択したものとする。

なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(14) 入札に関する注意事項

ア 入札書は、本市の指定様式により、入札参加申請書の本社の代表者名（当該申請書で支社・支店・営業所長等に全権を委任している場合は、その者）で行うこととし、代理人による入札は認めない。

イ 見積内訳書

入札書には必ず見積内訳書（委託業務名、入札者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記載）を添えて第4号の郵送方法により提出すること。見積内訳書は一式計上ではなく、数量、単価を明示し、積算内容がわかるものとする。見積内訳書の提出がない場合は入札に参加できない。

なお、入札書の入札金額と見積内訳書の合計金額は、必ず一致させること。

ウ 入札書等は、日本郵便株式会社大津市役所内郵便局から本市に到達したときをもって入札書等の提出があったものとみなし、本市到達後の入札書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、郵便事故等については入札者のリスク負担とする。

エ 開札の立会い

- (ア) 入札参加者は開札に立会うことができる。ただし、立会いを希望する場合は、開札立会申請書（様式第3号）を令和7年8月20日（水）正午までに大津市市民部戸籍住民課へ電子メール又はファックスにて送信しなければならない。

※電子メール又はファックス以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール又はファックスの送信に当たっては、確認のため、送信した旨、大津市市民部戸籍住民課へ電話連絡すること。

送信先アドレス otsu115@city.otsu.lg.jp

送信先ファックス番号 077-525-6994

電話番号 077-528-2702

- (イ) 本人又は法人の代表者以外の者（以下「代理人」という。）が立会いを希望する場合は、立会人委任状（様式第4号）を開札当日に持参しなければならない。
- (ロ) 代理人は、同一入札において、2者以上の代理人となることはできない。
- (エ) 入札参加者に立会いを希望する者がいない場合は、施行令第167条の8第1項及び契約規則第10条第2項に基づき、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。
- (オ) (ア)に定めた期日までに開札立会申請書（様式第3号）の提出が無い者は開札に立会うことができない。また、開札立会申請書（様式第3号）が提出されている者であって代理人が立会を希望する場合、開札当日に立会人委任状（様式第4号）を持参しなければ開札に立会うことができない。

オ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札書の日付

第2号の入札日を記載すること。ただし、再度入札の場合は、再入札通知書に示す再入札日を記載すること。

キ 入札説明会

実施しない。

ク 質問について

疑義等がある場合には、令和7年7月29日（火）までに質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を大津市市民部戸籍住民課へ電子メールにて送信すること。

※ 電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、戸籍住民課へ電話連絡すること。回答は、当該入札参加審査の結果、参加資格を有する業者からの質問に限る。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス otsu115@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2702

質問回答日時 令和7年8月7日（木）午後1時以降に本市ホームページ上（ホーム＞事業者向け＞入札・契約＞一般競争入札＞質問・回答）に掲載

ケ 入札の無効

- (ア) 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- a 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札
 - b 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
 - c 指定された郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札
 - d 公告で示した入札書等の受付期間外に到着した入札
 - e 見積内訳書が同封していない入札及び見積内訳書の金額が入札書と一致しない入札
 - f 一つの入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書等を提出した入札
 - g 封筒に記載された委託業務名と入札書等に記載された委託業務名が相違する入札
 - h 封筒に記載された入札者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名が、入札書等に記載されたものと相違する入札
 - i 入札書が同封されていない入札
 - j 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
 - k 大津市役所内郵便局において戸籍住民課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
 - l その他入札に関する条件に違反したとき。
- (イ) (ア)の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

コ 入札の辞退

令和7年8月20日（水）午後5時までに大津市市民部戸籍住民課へ辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、入札書等を郵送した後であっても入札の辞退を認めるものとし、その申出は辞退届の提出をもって行う。

サ 再度入札

開札の結果、落札となるべき者がなく当該入札を中止する理由もない場合は、2回を限度として再度の入札を執行することとし、再度入札の入札書受付期間、入札（開札）日時その他必要事項を再入札通知書により通知する。

シ 費用の負担

郵送費を含め当該入札に係る費用については、入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

ス 入札結果の通知等

落札者を決定した場合は、落札者には速やかに電話又はファックス（当該入札の立会人として参加している場合は口頭）により連絡するとともに書面にて契約締結に必要な事項を指示することとし、落札者以外の入札参加者には、当該入札の立会人として参加の有無にかかわらず、入札結果を書面にて通知する。

また、入札結果は大津市ホームページに掲載するとともに、その写しを大津市市民部戸籍住民課において閲覧に供する。

セ 異議の申立

入札参加者は、関係法令等及び入札説明書に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合も同様とする。

ソ その他

- (7) 天災その他のやむを得ない理由により開札を行うことができない時は、これを中止する。
その際に被った損害は入札者の負担とする。
- (4) この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

8 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市市民部戸籍住民課
電話 077-528-2702

大津市斎場残骨灰処理業務仕様書

1 業務名称

大津市斎場残骨灰処理業務

2 概要と目的

大津市斎場（志賀聖苑・大津聖苑）で保管中の残骨灰（集塵灰を含む。以下同じ）について、減容無害化処理を行い、残骨部分は市内の市有収蔵施設に返還し、その余の不純物は性質に応じて再資源化や廃棄など適切な処理を行う。

また、残骨灰の処理過程で生じる有価物は受託者が引き取ることを条件とするため、引取対価を市に納入する。

業務にあたっては関係法令等を遵守し、環境保全上支障がないよう適切に処理する。

3 内容

(1) 履行期限

令和7年12月19日

(2) 業務内容

① 全般

- ・残骨は墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に鑑み、遺族感情に配慮して丁重に取り扱い、本市の残骨灰以外の物が混入することのないよう十分に注意すること。
- ・受託者は、契約後10日以内に、搬出日程・処理工程を記載した実施計画書（任意様式）及び作業責任者・作業従事者を記載した体制図（任意様式）を提出し、市の承認を受けること。
- ・受託者は、残骨灰及び処理後の残骨と不純物について、市の承認を受けた場所以外に搬入し、投棄してはならない。
- ・再委託は原則禁止とするが、市の承諾を受けた場合は、例外的に一部の業務を再委託することができる。この場合、再委託する業務、再委託先等を事前に書面で市に通知し、承諾を受けなければならない。

② 搬出

- ・大津市斎場で保管中の残骨灰（令和5年7月から令和7年6月末までの2年間分（推定8,022件分））を対象とする。
- ・大津市斎場から1回以上残骨灰の搬出を行い、令和7年9月12日までに搬出を終えること。
- ・搬出作業の写真、搬出前中後の斎場保管庫の写真を業務完了時に提出すること。
- ・運搬時は、残骨灰が落下及び飛散しないよう必要な措置を講じること。

- ・作業時に粉塵が舞う場合は、防塵マスク等を着用するなど、状況に応じて適切な安全対策を講じること。
- ・搬出した袋数や重量を記録した書類を保存し、業務完了時に提出すること。

③ 保管

- ・保管場所から残骨灰が飛散、流出若しくは地下に浸透することのないよう留意すること。
- ・建築物内の専用区画で保管すること。
- ・周辺への悪臭の飛散防止対策を講じること。

④ 減容無害化処理等

- ・処理過程で残骨が変色しないよう、細心の注意を払うこと。
- ・減容化された残骨は、粉末に近い状態であること。
- ・入札参加資格審査で市に許可された施設において分別処理等を行うこと。
- ・処理施設は、集塵機を備えるなど環境に配慮した施設であること。
- ・厚生労働省の「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年）」を参考に、集塵灰は残骨灰と分別して適正に処理すること。
- ・灰中の重金属等については、厚生労働省の「火葬における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書（平成22年）」の不溶化・熔融処理を参考に適正に処理すること。
- ・業務完了時に、各処理工程を撮影した写真を提出すること。
- ・市の求めに応じて施設の現場立会いに応じること。

⑤ 残骨の返還

- ・減容化された残骨は、全て大津市役所近辺の市有収蔵施設に返還すること（体積10%未満を想定）。
- ・返還車両は2トントラックまでとすること。ただし、収蔵施設付近は道路幅が狭いため、軽トラックが望ましい。
- ・返還する袋は持ち運びが可能なサイズであること（土嚢袋等を想定）。
- ・車両駐車場所から収蔵施設までは人力で運ぶこと（駐車場所から収蔵施設までの距離は約30mで、途中で階段が2箇所あり）。
- ・返還日等は、契約後に市担当者と協議して決めること。

(3) 処理対象量の補足

大津市斎場で保管中の残骨灰（令和5年7月から令和7年6月末までの2年間分（推定8,022件分））を処理対象とする。なお、処理対象期間の火葬件数は下表のとおりである。処理対象は人体残骨灰であり、動物残骨灰は含まれない。火葬炉は株式会社宮本工業所製であり、台車保護剤等も処理対象に含まれる。有価物収入の見積もりにあたっては左記事情を考慮すること。処理対象の重量約24トンを見込んでいるが、実際の重量を保証するものではなく、事後の精算も行わないので留意すること。これらの情

報を基に入札参加申請者の責任において応札すること。

施設名	志賀聖苑		大津聖苑	
所在地	大津市木戸1494番地の1		大津市膳所上別保町761	
区分	人体	汚物	人体	汚物
令和5年度 (7月～3月)	834件	1件	2,074件	42件
令和6年度	1,102件	2件	2,868件	36件
令和7年度 (4月～6月)	276件	0件	765件	22件

※令和7年度6月分の件数については推定

4 契約方法等

(1) 契約方法

一般競争入札

(2) 入札詳細

- ① 引取対価はマイナス値で応札すること。
- ② 委託料且つ引取対価（マイナス値）が予定価格以下の条件を満たし、処理委託料と引取対価の合計額が最低価格の者を落札者とする。
- ③ 処理委託と引取対価納入を一体として契約し、委託料と引取対価それぞれを全額で決済する（市から受託者への委託料の全額支払い、受託者から市への引取対価の全額納入）。

(3) 支払方法

業務完了、検収確認後に下記のとおり行う。

- ① 市は、受託者から適法な請求書を受けてから30日以内に一括で支払う。
- ② 受託者は、市発行の納入通知書を受理した日から30日以内に一括納入する。

(4) その他留意事項

- ・事後精算は認めない。
- ・精錬費用等の諸経費は引取対価に含めること。

5 業務完了報告

受託者は、本仕様書に示す業務の履行を持って作業完了とし、完了時に市に対して市所定の「業務完了報告書」を提出する。

(1) 添付書類

下記書類を書面で提出すること。

- ① 搬出作業の写真、搬出前中後の斎場保管庫の写真（任意様式）
- ② 搬出した袋数や重量を記録した書類（任意様式）

- ③ 施設での保管状況の写真、各処理工程を撮影した写真（任意様式）
 - ④ 自主管理書類（ダイオキシン・重金属等の試験成績書、湿式処理（外部排水不可）を行う場合は水質試験成績書等）（任意様式）
 - ⑤ 品目別重量、売却先、金額等を記載した有価物に関する帳簿書類（市所定様式）
- (2) 提出先
大津市市民部戸籍住民課
- (3) 提出期限
令和7年12月19日

6 その他

- (1) 本仕様書及び契約書等に定めのない事項については、市及び受託者双方で協議し決定する。また業務遂行中に疑義が生じた場合も、同様とする。協議後、受託者は協議録を作成し提出すること。
- (2) 本仕様書及び契約書等に記載の事項の解釈について疑義が生じた場合は、本市の解釈による。

7 現地写真

斎場及び収蔵施設の各写真は以下のとおり。

- (1) 大津聖苑保管庫



(2) 志賀聖苑保管庫



(3) 市有収蔵施設



以上